



議題2

報道機関 各位

記者発表資料
令和3年7月21日（水）
問い合わせ先：収納対策課
課長：小林
担当：塩坂、田中
電話：829-1164
内線：2650

市税等の納付方法にスマートフォン決済を導入します

さいたま市では、市民サービスの向上及び新型コロナウイルス感染症対策として非対面による納付の推進を図るため、市税等の納付方法にスマートフォンアプリを利用したスマートフォン決済を導入します。

市税等の納付がいつでもどこでもご自宅でも可能となります。

1 目的

納税者の更なる利便性向上と新型コロナウイルス感染症対策として非対面による納付の推進を図るためスマートフォン決済を導入します。

2 利用できる市税等

- (1) 市・県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税（種別割）
- (5) 国民健康保険税（普通徴収）

3 開始日

令和3年8月2日（月）から

4 利用可能なスマートフォン決済アプリ

- (1) P a y P a y
- (2) a u P A Y
- (3) L I N E P a y
- (4) P a y B
- (5) 楽天銀行コンビニ支払いサービス

※ F a m i P a y は令和2年12月22日から既に開始しています。

5 納付方法

- (1) 利用可能なスマートフォン決済アプリをインストールし、バーコードが印刷された納付書をご用意します。
- (2) スマートフォン決済アプリで納付書のバーコードを読み取ります。
- (3) 画面の表示に従って操作を進め、納付を行います。